

案件 5

「茨木市長寿命化総合計画について」

一般廃棄物処理施設長寿命化総合計画の策定について

1 概要

本計画は、平成38年に更新時期を迎える本市廃棄物処理施設について、平成29年5月に当審議会においてご審議いただき決定した「茨木市一般廃棄物処理施設の整備に係る基本方針」に基づき、廃棄物処理施設を長寿命化するとともに、その工事費について国からの補助を得るために作成する計画です。

本計画では、本市廃棄物処理施設の耐用寿命を15年間延ばし、施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が3%相当以上削減するように基幹的設備を改良することを内容としています。

なお、長寿命化工事は、平成32～34年度に実施する予定としています。

2 長寿命化総合計画の構成

① 施設保全計画

施設の性能を長期に維持していくために、日常的・定期的に行う「維持・補修データの収集・整備」、「保全方式の選定」、「機器別管理基準の設定・運用」、「設備・機器の劣化・故障・寿命の予測」等の作業計画です。

設備・機器に対し適切な保全方式及び機器別管理基準を定め、適切な補修等の整備を行って、設備・機器の更新周期の延伸を図ります。

② 延命化計画

適切な施設の保全計画の運用を努めても、なお生ずる性能の低下に対して必要となる基幹的設備・機器の更新等の整備を、適切な時期に計画的に行うことにより、施設を延命化する計画です。

3 長寿命化総合計画の流れ・・・別紙1

